

○第2回 添加物専門調査会 栄養成分関連添加物ワーキンググループ

日 時：平成27年2月27日（金）14:00～16:47

議事概要：

（1）亜セレン酸ナトリウムに係る食品健康影響評価について

・亜セレン酸ナトリウムの品目の概要、体内動態、ヒトにおける知見、一日摂取量の推計等について審議を行った。審議の結果、 $5.9 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日（セレンとして）をセレンに関する0か月児～2歳児までの健康障害が発現しないと考えられる摂取量の上限値として設定することが了承され、評価書（案）を一部修正の上、添加物専門調査会に報告することとなった。

* 栄養強化剤として使用されます。

（2）硫酸亜鉛に係る食品健康影響評価について

・硫酸亜鉛の品目の概要等について審議を行った。継続審議となった。

* 栄養強化剤、製造用剤として使用されます。

（3）その他

・特になし。

以上